

クリーン排水運動

みんなで取り組む生活排水対策情報紙

- PICK UP! -

- 10月はクリーン排水推進月間及び浄化槽強調月間です
- こんにちは！生活排水クリーン推進員です（豊橋市）
- 浄化槽を適正に使用しましょう！

平成25年10月 第37号
愛知県環境部水地盤環境課
TEL 052-954-6219



木曽川（犬山市）

10月はクリーン排水推進月間・浄化槽強調月間です

皆さんは、私たちの使った水がどのように処理されているか、ご存知ですか？

台所やトイレ、お風呂など、私たちが日々の生活で利用した水は、污水处理施設できれいにされて川や海へ流されます。污水处理施設には下水道や浄化槽などがあり、人口密度など地域の特性に合わせて整備されています。

水をきれいにするしくみで欠かせないのが、汚れを分解する微生物たちです。生きものですので、汚れを一度に分解できる量には限りがあります。污水处理施設に負荷をかけすぎないように、あらかじめ水の汚れを減らすなどの工夫が大切です。

愛知県では、生活排水や川・海の水質保全への関心を高め、きれいな川や豊かな海を子どもたちに託すことができるよう、毎年10月を「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」と定めています。身近な水辺をきれいにするために、皆さんも、できることから少しずつ始めてみませんか？

油ヶ淵電子図書館
<https://www.aburagafuchi.jp/>

アクセスしてね

油ヶ淵電子図書館 検索

県内唯一の天然湖沼「油ヶ淵」での環境保全活動の紹介や、生活排水対策について楽しみながら学べるゲームなどを取りそろえています。みなさまのアクセスをお待ちしております。

身近な生活排水

流す食品と量	汚れ具合 (BOD)	必要な水の量* (浴槽何杯分になるか)
みそ汁 (200ml)	31,000mg/l	浴槽4.1杯
ラーメンの汁 (300ml)	41,000mg/l	浴槽8.2杯
米のとぎ汁 (2l)	900mg/l	浴槽1.2杯
牛乳 (200ml)	120,000mg/l	浴槽16杯

*コイやフナなどの魚が襲める水質(BOD5mg/l以下)にするのに必要な水の量。浴槽1杯は約300L。

水をきれいにする工夫

吸収剤や古新聞に吸わせて捨てよう

油は直接流さない

古いストッキングを切ったものでもOK

水きりネットを活用する

たくさん使っても洗浄力は変わりません

洗剤は正しく計って使う



未来を創る わたしを育む ESD



こんにちは！
生活排水クリーン
推進員です

地域の生活排水対策の担い手として、生活排水クリーン推進員の皆さんが活躍しています。
今回は、豊橋市の取組をご紹介します。



↑ 梅田川の水質調査

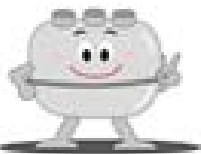


↑ 三河湾浄化の啓発活動

豊橋市には、豊川、梅田川、柳生川を始めとして105本の河川が流れており、東部山地及び南部台地を源とし、三河湾に注ぐ、水環境に大変恵まれたところ です。

市南部を流れる梅田川は、生活排水の流入等により水質が悪化したため、平成2年度より中学校PTAを中心とした、クリーン推進員を設置し、地域リーダーとして、「梅田川ふれあいクリーン作戦」の開催や、河川美化活動への参加など、流域住民への啓発・実践活動に取り組んできました。

これらの取り組みによって、平成15年度にはこれまで達成できなかった水質の環境基準を達成し、現在も良好な水質を維持しています。一度汚れた水環境を取り戻すには、長い年月がかかることを学び、「二度と汚さない」、「汚してはいけない」という意識を持って、今後も生活排水対策等の啓発・実践に努めていきます。



浄化槽を適正に
使用しましょう！

浄化槽の維持管理は、浄化槽の機能や放流水の水質を適正に保つ上で重要です。

保守点検

浄化槽の機能を適正に維持するために必要な浄化槽の点検、調整、修理を行うことを保守点検といいます。保守点検は、知事等の登録を受けた**保守点検業者に委託**してください。**お問い合わせは、県民事務所環境保全課へ。**

* 名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市にお住まいの方は、それぞれの市役所にお問い合わせください。

清掃

浄化槽は、使っている間に汚泥等が蓄積し、それが一定量を超えると、浄化槽の機能が低下し流出する恐れがあります。浄化槽法では、年に1回以上（全ばっ気式の浄化槽は6ヶ月に1回以上）の清掃が義務付けられています。清掃は、市町村長の許可を受けた**清掃業者に委託**してください。**お問い合わせは、お住まいの市町村役場へ。**

法定検査

浄化槽法では、浄化槽が適正に設置されているか、適切に保守

点検、清掃がされているかを確認するため、水質等に関する検査を義務付けています。

浄化槽を使い始めて3ヶ月を経過してから5ヶ月以内に1回（7条検査）、その後は毎年1回（11条検査）、お住まいの市町村で検査を担当する**指定検査機関に依頼**し、検査を受けてください。



□指定検査機関の連絡先

- (一社)愛知県薬剤師会 Tel: 052-683-1131
- (一社)愛知県浄化槽協会 Tel: 052-481-7160
- (一財)中部微生物研究所 Tel: 0533-76-2228